

安心・安全に暮らせる環境づくりについて

基本方針 2 住み慣れた地域で安心・安全な生活を続けるために

(2) 在宅高齢者支援の推進

在宅高齢者やその家族に対して適切な支援を行い、住み慣れた地域での継続した生活が実現できるよう、高齢者支援サービスを提供し、家族も含めた高齢者の生活の質の確保を図ります。

● 市内循環バス特別乗車証交付（都市計画課と連携）

70歳以上の方に、市内循環バス「ふれあい号」の利用運賃が半額になる特別乗車証を交付しています。高齢者の方の移動手段の一つとなっているため、今後も継続するとともに周知に努めます。高齢者の方の移動手段の一つとなっている市内循環バス「ふれあい号」を維持継続していくため、関係機関と協議してまいります。また、高齢者の外出機会を確保するため、引き続き70歳以上の方を対象として、運賃が半額になる「特別乗車証」を交付します。

【図表 市内循環バス特別乗車証交付】

区分	第8期計画実績値/目標値			第9期計画推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交付枚数	197枚 /270枚	267枚 /270枚	/250枚	4,200枚	300枚	330枚

※令和6年度は更新を含む。

● 家具転倒防止器具等取付事業（危機管理課と連携）

65歳以上の方のみでお住まいの方や障害者手帳をお持ちの方のみでお住まいの方に対し、家具転倒防止器具（つっぱり棒、粘着マット、安定板、開き戸ロックなど）や感震ブレーカーの取り付けを行っています。なお、器具の購入は本人が行います。

● 振り込め詐欺等対策機器購入費補助金（協働推進課と連携）

高齢者等の弱者をねらった振り込め詐欺に対応するため、市内に住所を有する65歳以上の高齢者を含む世帯に対し、振り込め詐欺対策電話等の機器購入費の補助を行っています。呼出音が鳴る前に自動応答（警告メッセージ等を発出）し、通話を録音する機能を有する電話機の購入費用などの2分の1を補助しています。（令和4年度末をもって終了予定）

(6) 安心・安全に暮らせる環境づくり

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、住まいの確保だけでなく、その住まいの安全性をいかに確保していくかが重要な課題となっています。今後も関係機関や介護サービス事業所等と連携しながら、安心・安全に暮らせる環境づくりに取り組んでいきます。

① 高齢者向け住宅の充実

高齢者の住まいの確保として、単に介護保険施設等の供給を進めることだけでなく、身体の自立度や経済状況等も含め、高齢者の多様なニーズに応じた居住の場を自らが選択できるようにすることが求められています。単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれている中で、食事や安否確認サービスが提供される「住宅型有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」の役割は大きくなっていますので、事業者や県などと調整しながら、活用の促進を図ります。

身体の自立度や経済状況等に応じた高齢者の多様なニーズが一定数あり、居住の場を高齢者自らが選択できるようにする必要があります。事業者や県などと調整しながら、食事や安否確認サービスが提供される住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の充実化を目指します。

- ★令和5年9月13日現在、市内の住宅型有料老人ホームを利用している被保険者は53人います。要支援・要介護認定者5,014人中、1.1%が住宅型有料老人ホームに入所しています。
- ★また、定員(87人)に対する市内入所者(53人)の割合は、60.9%であり、市内施設の定員の約4割は他市町村の住所地特例被保険者が利用していると思われます。
- ★第2回推進委員会の資料2-4で示した被保険者数の推計は、令和6年度5,373人、令和7年度5,567人、令和8年度5,765人です。これに上記の割合を乗じると、住宅型有料老人ホームの利用者は、令和6年度59人、令和7年度61人、令和8年度63人と見込まれます。
- ★令和8年度の見込み63人と現状との差分は10人です。他市町村の住所地特例被保険者の利用を考慮すると、17人程度の定員の住宅型有料老人ホームが整備される必要があります。

【図表 住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅】

区分	第8期計画実績値/目標値			第9期計画目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数※	0/2件	2/2件	2/2件	0件	0件	1件
定員(延べ)	30人	87人	87人	87人	87人	104人

※施設数は計画期間中の新規整備施設数。

【図表 住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅※の整備状況】

施設名称	定員(人)	圏域	運営主体	開設年
羽沢ナーシングホーム	33	第2圏域	(福)相愛福祉会	平成30年
みつばメゾン富士見上沢	24	第3圏域	(株)ベストケア・パートナーズ	令和4年
ふじさくら有料老人ホーム	30	第5圏域	(医)さくら	令和4年
合計	87			

※特定施設入居者生活介護の指定を受けていないもの

(令和5年7月1日現在)

介護付き有料老人ホームについて

- ★令和5年9月現在(7月サービス提供分データによる)、介護付き有料老人ホームを利用している被保険者は288人(内訳:市内施設120名、市外施設168名)います。5,014人中、5.7%が介護付き有料老人ホームに入所しています(市内:2.40%、市外3.34%)。
- ★また、市内施設定員(517人)に対する市内入所者120人の割合は、23.2%であり、市内施設の定員の7割以上は他市町村の住所地特例被保険者が利用しています。
- ★第2回推進委員会の資料2-4で示した被保険者数の推計は、令和6年度5,373人、令和7年度5,567人、令和8年度5,765人です。これに上記の割合を乗じると、介護付き有料老人ホームの利用者は、令和6年度306人(内市内:129人)、令和7年度317人(内市内:134人)、令和8年度328人(139人)と見込まれます。
- ★令和8年度の見込み139人と現状との差分は19人です。他市町村の住所地特例被保険者の利用を考慮すると、82人程度の定員の介護付き有料老人ホームが整備される必要があります。
- ★介護付き有料老人ホーム等は、市内に8施設あり、うち3施設は第5圏域、2施設は第5圏域にあり、その他の圏域は1施設ずつ設置されています。
- ★介護付き有料老人ホームの指定権限は県にありますが、指定申請にあたっては設置市町村の意見照会があります。照会があった際は、上記のことを踏まえ、適否を回答していくこととします。

【図表 介護付き有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅】

区分	第8期計画実績値/目標値			第9期計画目標値推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数※	0	1	1	1件	1件	1件
定員(延べ)	450人	517人	517人	599人	599人	599人

※施設数は計画期間中の新規整備施設数。

※介護付き有料老人ホームは県が認可しますが、施設所在市町村としての意見を求められることがあるため、市としての第9期の推計値を掲載しています。

【参考 介護付き有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅※の整備状況】

施設名称	定員(人)	圏域	運営主体	開設年
志木シルバーハイツ第一・第二	127	第4圏域	(株)富久	昭和61年
介護付有料老人ホームウエルガーデンみずほ台	48	第5圏域	寺島薬局(株)	平成25年
イリーゼふじみの	73	第2圏域	HITOWAケアサービス(株)	平成19年
みんなの家・みずほ台	45	第5圏域	ALSOK介護(株)	平成24年
羽沢ナーシングホーム	40	第2圏域	(福)相愛福祉会	平成30年
ベストライフふじみ野	52	第3圏域	(株)ベストライフ埼玉	令和2年
リアンレーヴみずほ台	63	第5圏域	(株)木下の介護	平成30年
イリーゼふじみ野・別邸※	69	第1圏域	HITOWAケアサービス(株)	令和3年
合計	517			

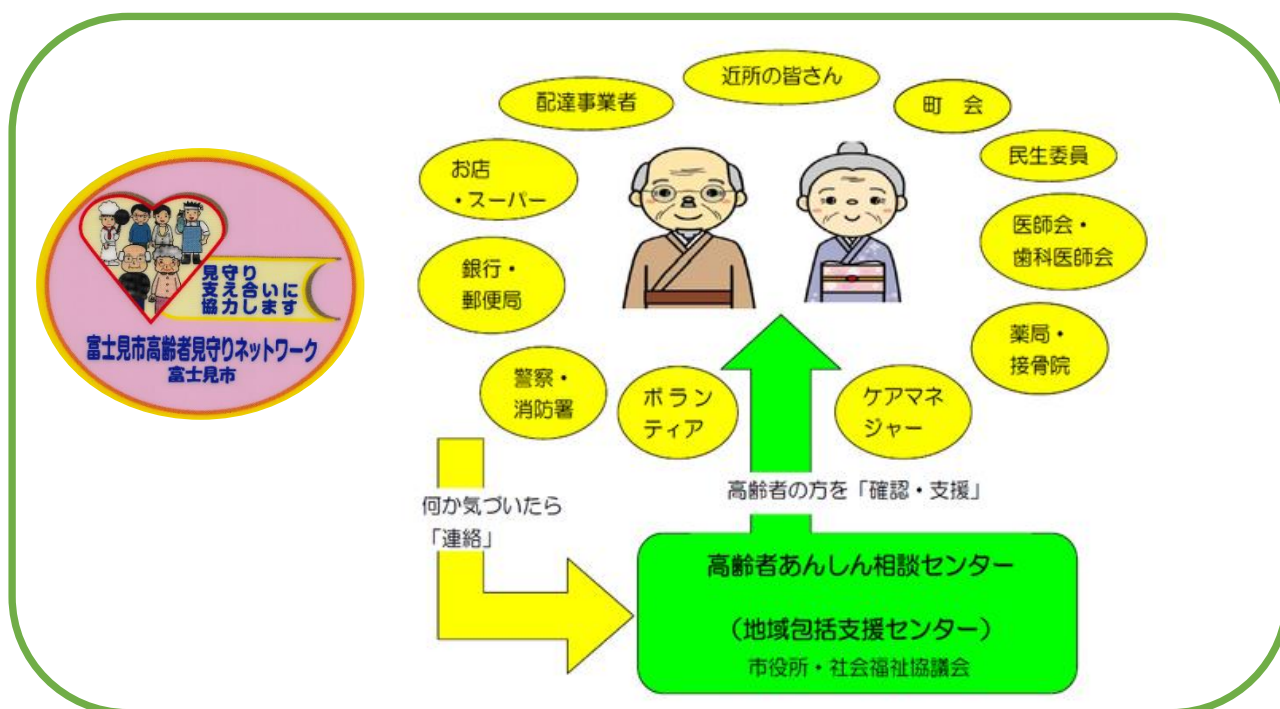
※特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの

(令和5年7月1日現在)

② 高齢者見守りネットワーク

地域の中で見守る人・見守られる人を特定せず、地域の高齢者の様子を気にかけて見守りし、異変や気がかりなことに気づいたら、地域包括支援センター等に連絡してもらうことで、早期対応につながられるネットワークづくりを行っています。地域の商店や金融機関など様々な民間の事業所、町会や民生委員などの地域の方々に協力を呼びかけ、配布した「見守りステッカー」を掲示してもらうことで、地域への周知を図り、支援の輪を広げていきます。

【図表 高齢者見守りネットワークのイメージ】



③ 介護サービス事業所への防災意識の啓発

介護サービス事業所において、作成している災害時の避難計画等の確認や、定期的な避難訓練の実施など、災害への備えとともに災害時にもサービス提供が継続できるよう、必要な支援を行っていきます。

④ 災害対策に係る体制整備（危機管理課と連携）

本市で地震や水害等の災害が発生した場合は、富士見市地域防災計画や地域防災ガイドライン、避難所運営マニュアル、富士見市洪水対応時系列マニュアル等に基づき、国や県、消防、消防団等の関係機関と連携しながら適切に対応していきます。

また、通常の避難所では生活が難しい要配慮者の方に対しては、必要に応じて市内の社会福祉施設等に福祉避難所を開設することとしていることから、社会福祉施設等と協定を締結するなど、対応体制の確立に努めます。

⑤ 災害時における高齢者への支援（福祉政策課と連携）

本市の地域防災計画では、高齢者は要配慮者として位置づけられており、一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の方並びに日中に一人暮らしになる高齢者及び高齢者のみ世帯の方を避難行動要支援者とし、「避難行動要支援者登録制度」において**基づき**名簿登録を行っています。緊急時の情報伝達や避難誘導、安否確認などの支援活動がよりスムーズに行われるよう名簿登録を推進し、有事の際には登録情報の共有・活用をすることで、要配慮者への支援を行っていきます。

また、市ホームページや広報富士見等で制度の周知を行うとともに、避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）の策定率が向上するよう、必要に応じて関係機関と協議を行っていきます。

⑥ 感染症対策に係る体制整備（健康増進センターと連携）

感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるようにする必要があります。そのため、介護保険事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生に備えた平時からの準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連絡体制の構築を行うことが重要です。また、介護サービスを継続するための備え（感染防護具、消毒液、その他の感染症対策に必要な物資の備蓄、調達、輸送体制の整備を含む。）が講じられているかを定期的に確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に従事できるようにするための研修を行うことも重要です。市は、指定基準により義務付けられた業務継続計画の策定、研修・

訓練の実施等が確実に実施されるよう、介護サービス事業者に対し、必要な助言及び適切な指導を行っていきます。

介護サービス事業所における感染症に対する備えについては、感染症発生時を想定した平時からの事前準備や、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要です。新型コロナウイルス等の感染症対策の重要性と具体的な対策については、これまでに国や県から通知やマニュアルが示されていることから、今後も施設等に迅速に周知するとともに、関係機関と連携を図っていきます。

⑦ 高齢者の居住安定に係る**施策**他計画との連携（建築指導課と連携）

令和4年3月に埼玉県において策定している「埼玉県住生活基本計画（埼玉県高齢者居住安定確保計画・埼玉県賃貸住宅供給促進計画）埼玉県高齢者居住安定確保計画」が策定され、において、「在宅で高齢者が暮らし続けられるようにする」「高齢者の多様な住まいの供給を進める」「高齢者のニーズに応じた住み替えができるようにする」という3つの目標が定められ、定められています。

この目標を達成するための施策として、高齢者を地域で支える体制の強化等が掲げられており、住宅施策と福祉施策が一層連携しながら施策を展開していくことを目指してとされています。本市におきましても、県の住宅担当部署とも連携し、本市の居住安定に関する取組みとの整合性を図りながら、高齢者の住まいの安定的な確保に向け取組んでいきます。

⑧ 住宅確保要配慮者に係る**施策**との連携（建築指導課と連携）

平成28年4月に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部が改正され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や住宅確保要配慮者の入居円滑化等が位置付けられました。

今後、住まいを自力で確保することが難しい単身高齢者や夫婦のみの高齢者が増加することが予測される中であって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要であることから、高齢者の住まいに関するセーフティネットを構築する必要があります。

埼玉県住まい安心支援ネットワークでは、入居支援を行う不動産仲介業者や住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の情報提供など、住まいに関するセーフティネットの構築などに取組んでいます。

本市におきましても、県と連携しながら、住宅確保要配慮者の住まいの安定的な確保に向け取組んでいきます。